

埼玉県歌プロモーションDVD・CD貸出・利用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広く一般に埼玉県歌をPRするため県民広聴課が制作した埼玉県歌プロモーションDVD及びCD（以下「DVD等」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象のDVD等)

第2条 貸出対象のDVD等は、埼玉県歌のプロモーションDVD又はCDとする。

(貸出範囲等)

- 第3条** DVD等は、第1条の趣旨に反しない限り、何人に対しても貸出することができ、個人・法人たるを問わない。
- 2 DVD等を利用する者（以下「利用者」という。）は、埼玉県歌のPRを目的とする場でDVD等を上映又は放送することができる。
 - 3 DVD等の利用の申し出があった場合には、県民広聴課長が利用の可否を判断するものとする。ただし、次の各号に掲げる行為については、原則として利用を認めない。
 - (1) 複製すること。
 - (2) 第三者に貸与すること。
 - (3) 一部を編集するなどして二次的利用をすること。
 - (4) その他利用が不相当と認められる行為。

(事前申込)

- 第4条** 貸出に当たっては、原則として貸出日の1週間前までに事前申込を受け付けるものとする。
- 2 申込は、電話、FAX、Eメールで行うものとする。
 - 3 前項の規定は、貸出に係る事務を円滑に行うためのものであり、事前申込がない場合でも、できるだけ速やかに貸出が行えるよう努めるものとする。

(貸出方法)

- 第5条** DVD等の貸出は、原則として、利用者が来庁し県民広聴課で行う。ただし、利用者の申し出により郵便の方法によることができる。
- 2 貸出の際には、利用者の氏名、住所、連絡先及び利用目的を確認し、別紙貸出記録簿に必要事項を記載するものとする。

(費用負担)

第6条 貸出にかかる費用は、利用者の負担とする。

(その他の事項)

第7条 この基準に定めのない事項については、県民広聴課長が別途定める。

附 則

この基準は、平成25年1月31日から適用する。

この基準は、平成29年3月31日から適用する。

この基準は、令和3年4月1日から適用する。